

市の健全化判断比率についてお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体に、毎年度の決算時に一般会計等の財政状況を示す「健全化判断比率」および公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」を算定・公表することが義務付けられました。

このため今回は、平成19年度の決算を基にした、市の健全化判断比率をお知らせします。

健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標を言います。このうち、いずれかが法で示す早期健全化基準以上の場合、または公営企業においては資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、計画的な健全化対策に取り組みなくてはならないことになっていきます。

健全化判断比率とは、次の4つの指標を言います。このうち、いずれかが法で示す早期健全化基準以上の場合、または公営企業においては資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、計画的な健全化対策に取り組みなくてはならないことになっていきます。

実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

連結実質赤字比率

一般会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標です。

実質公債費比率

一般会計等の借入金の実質的返済額

資金不足比率

資金不足比率とは、各公営企業(水道事業・下水道事業)の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示した指標です。

この資金不足比率が法で示す経営健全化基準以上になった場合には、経営健全

化計画を策定し、計画的な経営健全化対策に取り組みなくてはならないことになっていきます。

算定結果

左の表のとおり、今回の健全化判断比率および資金不足比率につきましては、早期健全化基準および財政再生基準をすべて下回っており、羽生市の財政状況は財政健全化法上、健全段階であるという結果となりました。

現在のところ、他団体の算定状況は明らかになっていませんが、これまでの公債費負担の状況や土地開発公社の負債額などを勘案すると、羽生市の比率は県内において高い所に位置すると思われる。

今後、借入の抑制や繰上償還の実施など、少しずつではありますが、将来負担の軽減を図るため財政の健全化に取り組みます。

健全化判断比率

実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計

連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額

実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \quad (3\text{力年平均})$$

地方債の元利償還金等：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金のうち公営企業債(下水道事業など)の償還に充てたものを含みます。

特定財源：地方債の償還に充当される住宅使用料や都市計画税など

将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額等

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

健全化判断比率の状況 平成19年度 (%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
羽生市	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.2	166.5
早期健全化基準	13.24	18.24	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

【早期健全化基準】

健全化判断比率のいずれかが、この数値を超えた場合には、財政健全化計画を定めなければならないとなっています。この財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告等をしなければならないとなっています。

【財政再生基準】

健全化判断比率のいずれかが、この数値を超えた場合には、財政再生計画を定めなければならないとなっています。この財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

資金不足比率の状況 平成19年度 (%)

資金不足比率	水道事業会計	下水道事業特別会計
羽生市	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0

【経営健全化基準】

資金不足比率が、この数値を超えた場合には、経営健全化計画を定めなければならないとなっています。この経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告等をしなければならないとなっています。

無料調停相談会をご利用ください

熊谷調停協会では、次のとおり無料調停相談会を開催します。

日時 10月10日(金) 午前10時～午後4時

場所 熊谷ビル東側テニール4階 特設会場(熊谷市男女共同参画推進センター1・第2会議室)

相談担当者 弁護士1名(調停委員)、民事調停委員2名、家事調停委員2名

相談内容 サラ金、交通事故、近隣の問題、家庭内や男女の問題、後見など

費用 無料

秘密は、厳守いたします。

問い合わせ さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部、熊谷簡易裁判所庶務課 ☎(521)2474 (内線311・321・111)